

# 食品添加物表示制度に関する検討会のとりまとめにあたって

令和2年1月27日  
一般財団法人  
食品産業センター  
武石 徹

食品添加物表示制度に関する検討会のとりまとめが行われ、報告書の骨子案が議論されるにあたって、以下の通り意見書を提出します。

なお、論点1から5についての基本的考え方は第6回及び第7回検討会に提出した意見書の通りであることを申し添えます。

## 1 制度の見直しは一括して整理、具体化すべきです

今回の論点整理の1から5について、5の普及啓発を除き、1から4については、個別に食品表示基準の改正等を行うのではなく、論点4に係る実態調査や食品表示の全体像についての議論も踏まえて、一括して整理、具体化すべきであると考えます。

当面、議論に多くの時間を割いた論点3の「無添加、不使用」についてのガイドラインの策定作業と論点4の調査を急ぎ、他の事項については、用語の問題も含め、論点3、論点4の整理が出来たときに一括して整理すべきと考えます。

頻繁な制度の見直しは、事業者の表示切替のタイミングを遅らせるとともに、消費者にとっても分かりにくいと考えます。

このため、報告書を取りまとめるにあたっては、見直しの手順やスケジュール感についても分かりやすく整理し、消費者の方々や事業者に分かりやすいものとすべきと考えます。

## 2 食品表示の全体像の見直しとの整合性を図る必要があります

今回の論点4については、食品表示の全体像の議論も踏まえて検討するとされたところですが、本来、論点1から3についても、同様に全体像の議論も踏まえて（整合性を図って）検討すべきと考えます。

従って、1で述べたように制度の見直しは一括して整理し、消費者委員会の食品表示部会に諮るべきと考えます。

第1回の意見書でも述べた通り、食品表示は一括表示として全体を消費者が商品選択の際に参考とするものであることを考慮し、論点1から4については食品添加物表示を切り取った議論でなく、食品表示全体を見通した検討が必要である旨を報告書に明記すべきと考えます。

以上